

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

選挙区名	場 所	所 在 地	
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階	会議室508とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階	会議室508とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階	会議室508とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階	会議室508とする。)
第5区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室	新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、1月27日とし、1月28日以降は新潟県庁行政庁舎5階	会議室508とする。)